

次期鴨川市地域福祉計画の策定に向けた課題等について

1. 検討項目について

次期計画へ反映すべき施策や課題などの洗い出しに当たり、取り組み内容をベースとした場合は、別添資料1のとおり広範多岐に亘ることから、現行計画において「重点項目」として掲げる下記項目を基本として検討することとする。

重点項目

1. 市民一人ひとりが主役の地域づくり

- (1)すべての人々を地域社会の中に包み込むというソーシャルインクルージョンの意識の醸成
- (2)成年後見等権利擁護体制の構築・支援
 - ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知と利用促進
 - ・法人後見制度構築に向けた取り組み

2. ふれあい、ささえあいのある地域づくり

- (1)ささえあい意識が根付く最も身近な単位(向こう三軒両隣)づくり支援
- (2)地域自治組織圏域の活動・交流機会の支援
 - 福祉活動を通じた区、町内会、組、隣組等の地域活動促進
- (3)地域福祉活動をコーディネートする人材の育成支援及び地域の主体的活動を担うボランティアやリーダー養成支援

3. いつまでも安心して暮らせる地域づくり

- (1)安心生活創造事業の市域全体への普及促進
 - ・支援を必要とする人とそのニーズを把握する仕組みづくり
 - ・買い物支援や見守りの仕組みづくり
 - ・地域福祉を支える安定的な自主財源確保
- (2)児童や高齢者・障害者等への虐待予防と対応
- (3)災害時における要援護者の支援体制の構築
 - ・災害時要援護者情報の収集・共有
- (4)外出支援、移動手段方法の利便性向上のための取り組み

4. 誰もが生活しやすい地域づくり

- (1)保健、医療、福祉、介護の連携によるワンストップサービスの充実
 - ・児童、高齢者、障害者の総合相談支援機関の設置
- (2)地域の健康福祉活動拠点の整備
- (3)地域包括ケアシステムの構築によるネットワーク形成

2. 次期計画に反映させるべき施策や課題等

1. 市民一人ひとりが主役の地域づくり

2. ふれあい、ささえあいのある地域づくり

3. いつまでも安心して暮らせる地域づくり

4. 誰もが生活しやすい地域づくり

鴨川市地域福祉計画【重点項目】

項 目	実 績	課 題 等
1. 市民一人ひとりが主役の地域づくり	(1)すべての人々を地域社会に包み込むというソーシャルインクルージョンの意識醸成	・小中学生等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催したほか、福祉教育や土曜スクールを通じて幼少期からの意識の醸成を図った。 ・事業所や地域等で認知症サポーター養成講座を開催し、意識の醸成を図った。
	(2)成年後見等権利擁護体制の構築支援 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知と利用促進 ・法人後見制度構築に向けた取り組み	・地区サロン等において制度等の周知を図った。 ・権利擁護推進センターを設置し、鴨川市社会福祉協議会が法人後見事業を平成 27 年度より実施
2. ふれあい、ささえあいのある地域づくり	(1)ささえあい意識が根付く最も身近な単位づくり支援	・保育園等において、高齢者・障害者等との交流行事を実施した。 ・小中学生等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催したほか、福祉教育や土曜スクールを通じて幼少期からの意識の醸成を図った。 ・事業所や地域等で認知症サポーター養成講座開催し、意識の醸成を図った。
	(2)地域自治組織圏の活動・交流機会の支援	・サポーター主催の交流イベントの支援 ・サロン活動への支援 ・青少年交流事業、婚活イベント等の実施

項 目		実 績	課 題 等
	(3)地域福祉活動をコーディネートする人材の育成支援及び地域の主体的活動を担うボランティアやリーダー養成支援	・サポーター養成講座の実施 ・リーダー研修の実施 ・ボランティア研修会の実施	・担い手の育成については、地域間での格差がある。 ・担い手の高齢化が進み、若い世代等の担い手への参加促進が欠かせない取り組みとなる。
3. いつまでも安心して暮らせる地域づくり	(1)安心生活創造事業の市域全体への普及促進	・モデル地域での取り組みの周知等をとおり、自主的な地域での取り組みもなされた。	・地域間での格差が大きい。 ・各地域において、地域福祉の推進に努める必要がある。
	(2)児童や高齢者・障害者等への虐待予防と対応	・3 虐待共通の通報窓口を福祉総合相談センターとし、市民に分かりやすい相談・通報体制とした。 ・3 虐待共通の虐待防止対策会議及び虐待啓発会議を立ち上げ、事例研究・啓発・講演会の実施等に取り組んだ。 ・それぞれの虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携強化に努めた。	・通報窓口の周知の徹底を図る必要がある。 ・虐待通報には、抵抗感が根強いいため、継続的な啓発が必要となる。
	(3)災害時における要援護者の支援体制の構築	・各地区での防災訓練や防災学習会への支援 ・民児協の協力による要援護者の把握 ・災害医療に関する意見交換会の実施 ・福祉避難所の指定を行った。	・要援護者名簿の作成及び関係機関等との情報の共有化についての検討及び実施が必要となる。 ・福祉避難所の設置訓練等の実施体制の整備が必要となる。
	(4)外出支援、移動手段方法の利便性向上のための取り組み	・コミュニティバスの利便性向上のための地域公協交通会議において協議	・更なる検討が必要。

	項 目	実 績	課 題 等
4. 誰もが生活しやすい地域づくり	(1)保健、医療、福祉、介護の連携によるワンストップサービスの充実	・福祉総合相談センターによる包括的なワンストップサービスを実施 ・福祉総合相談センターのサブセンターを設置	・実施体制の構築を行ったが、自ら声を出せない地域住民もいることから、隣近所等地域のささえあい体制の構築等によるつなぐ支援が必要である。
	(2)地域の健康福祉活動拠点の整備	・地域によっては、遊休施設や地域の施設を地域での活動拠点として活用している。	・地域での活動拠点は、まだ少ない状況となっている。活動を活性化するためには、拠点整備が重要となる。
	(3)地域包括ケアシステムの構築によるネットワーク形成	・司法、教育等の専門職を含む 多職種連携セミナー を開催し、26年度からは安房3市1町による広域連携にも取り組んでいる。	・多職種間による連携意識の醸成は十分図れてきている。今後は、システムの構築に向けての取り組みが重要となる。